

冬季の省エネルギー対策について

1. 政府としての取組み

(1) 政府自ら一層の省エネルギーを進めるとともに、地方公共団体等に対し同様の取組を行うよう強く協力を要請する。

政府としては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(「グリーン購入法」)に基づく基本方針、地球温暖化対策推進大綱、政府の実行計画等を踏まえ、自らが一層の省エネルギーを進める観点から、以下の ~ に掲げる事項等を着実に実施することとする。

暖房中の室温は19℃程度を目途に過度にならないように適切に調整に努める等、エネルギー消費について適正な管理を行うこと。

パソコン等OA機器の利用に当たっては、こまめに電源を切る等電力消費軽減に努めること。

霞が関の中央省庁において、毎日昼休みに、業務上特に必要な箇所を除き、全館一斉消灯するとともに、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。また、廊下・ロビーなど共用部分の照明については、業務に支障のない範囲で消灯を実施すること。

エレベーターは、省エネルギー性能の高い機種への切り替えや、運転台数を業務に支障のない範囲で削減し、極力階段を利用する等、省エネルギーに努めること。

庁舎内に設置している自動販売機については、エネルギー消費のより少ない機種へ変更すること。加えて、可能な限り照明の消灯に努めること。

原則として全ての一般公用車について、平成16年度末を目途に、低公害車に切り替えること。また、燃料電池自動車については政府として率先導入すること。一般公用車以外の自動車については、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に即して低公害車に切り替えること。

公用車等の効率的利用等を極力図るとともに、併せて職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努めること。このため、霞が関の中央官庁において、毎月第一月曜日は公用車の使用を原則自粛する「霞が関ノーカーデー」の実施や公用車の共同利用等の対策に重点的に取り組むこと。

霞が関において自転車の共同利用を積極的に導入するとともに、利用しやすい環境となるよう利用手続等に配慮すること。

環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）の整備及び環境配慮診断・改修（グリーン診断・改修）を推進すること。

エネルギー消費設備が効率よく運用されているか等の省エネルギー診断の実施を推進すること。更に、包括的な省エネルギーサービスを提供するESCO（Energy Service Company）の活用について積極的に検討すること。

以上のようなエネルギーの使用の効率化の措置を講じることにより、国の各行政機関におけるエネルギー使用量を前年度冬季（12月～3月）比1%を目途に削減に努めること。

また、地方公共団体等に対し同様の取組を行うよう強く協力を要請することとする。

（2）政府は、省エネルギーが新しい積極的なライフスタイルであるというイメージの構築を図るとともに、そのようなライフスタイルを子供たちや若い世代が受け入れられるよう広報の実施やエネルギー教育の実施等を図る。

国民にとって省エネルギーが、我慢、節制という消極的なイメージ（生活像）では

なく、21世紀における新しい積極的なライフスタイルであるというイメージの構築を図る。食生活、ファッション、住環境等の行動様式等について、パンフレット等による情報提供を通じて、その実践・普及を図るなど、省エネルギーが積極的に受け入れられるような意識の醸成を図り、省エネルギー型の新しいライフスタイルの定着を図る。

子供たちや若い世代が、エネルギー問題と社会経済システムやライフスタイルとの関わりについて理解を深め、省エネルギーに向けた行動を実践する態度を身につけられるようエネルギー教育の観点から広報を充実するとともに、学習機会の提供などエネルギー教育の充実を図る。

学校、企業等の場においても、地球温暖化等の地球環境問題をも踏まえ省エネルギーの重要性についての理解を深めるために、教育や取組を行うよう

協力を求めるとともに、教育関係者が適切な省エネルギーに関する知識を身につけられるよう情報提供を充実する。

社会全体が朝夕の日照などを有効に活用するシステムに切り替えることにより省エ

ネルギーに資するとともに、国民が自らのライフスタイルを見直し、省エネルギー型のライフスタイルを実現するきっかけとなるサマータイムに関する取組を進めるため、サマータイム制度について普及啓発を図ることにより、国民の理解が促進されるような環境作りを行っていく。

2. 産業界及び家庭など国民に対する協力要請

政府は、産業界及び家庭など国民に対し、省エネルギーを促進するため、機器のエネルギー消費効率に関する情報提供等を通じ、協力を要請する。

(1) 工場・事業場関係

省エネ法に基づくエネルギーの管理の徹底を図ること。

エネルギー多消費工場である第一種エネルギー管理指定工場においては、エネルギーの使用の合理化に関する中長期的な計画及び定期報告書の提出を確実に行うこと。また、中規模のエネルギー消費工場である第二種エネルギー管理指定工場においては、エネルギーの使用の合理化を徹底するための措置（エネルギー管理員の選任、エネルギー管理員講習受講、定期報告書の提出）の実施を確実に行うこと。その際、省エネ法に基づく工場及び事業場の判断基準の遵守に努めること。

自主的な省エネルギーへの取組を推進すること。

社団法人日本経済団体連合会の経団連環境自主行動計画の対象者に対しては、その実現に向け、工場・事業場において経済的・技術的に最高水準の省エネルギー設備の導入や設備のきめ細かな運転の管理等により、省エネルギーへの取組を徹底して推進すること。また、同計画の対象外の者に対しても、自主的・計画的に省エネルギーへの取組を徹底して推進すること。

E S C O (Energy Service Company) の活用を含めエネルギー診断の実施を検討 すること。

自らの工場・事業場について、更なる省エネルギーの可能性を客観的に把握するため、エネルギー消費設備が効率よく運用されているかどうか等について、包括的な省エネルギーサービスを提供する E S C O の活用を含め、省エネルギーに関する診断の実施を検討すること。

省エネルギー研修の機会の提供に努めること。

従業員に対し省エネルギーに関する知識や技能を身につけるための研修等の機会の提供に努めること。

(2) 業務・家庭関係

ア 家電機器等エネルギー消費機器

(製造・輸入段階)

エネルギー消費機器に関する情報提供等に努めること。

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の製造・輸入事業者においては、機器のエネルギー消費効率を消費者にわかりやすく示すとともに、機器がエネルギー消費の削減にどのように役立つのか、どのような使い方が最もエネルギー使用量が少ないかきめ細かな情報提供、表示に努めること。

エネルギー消費機器のエネルギー消費効率の向上に努めること。

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の製造・輸入事業者においては、エネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にするというトップランナー基準方式が導入され、機器の省エネルギー基準が抜本的に強化されたこと等を踏まえ、自ら製造・輸入する機器のエネルギー消費効率の向上に努めること。

機器の待機時における消費電力の削減に努めること。

家電機器、OA機器、自動車等のエネルギー消費機器の製造・輸入事業者においては、必要なエネルギーを必要な時に効率よく使うという観点に立ち、自ら製造・輸入する機器の待機時における消費電力の削減に努めること。

(販売段階)

省エネルギーに関する適切な情報提供に努めること。

小売事業者においては、販売店による情報提供も消費者の機器購入に当たっての重要な判断要素となることから、省エネルギーラベリング制度を活用する等により、消費者に対して、機器のエネルギー消費効率や機器がエネルギー消費の削減にどのように役立つのか、どのような使い方が最もエネルギー使用量が少ないかについて省エネルギーに関する適切な情報提供に努めること。

(購入段階)

エネルギー消費効率の高い機器の選択・購入に努めること。

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の購入に当たっては、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考としつつ、エネルギ

ー消費効率の高い機器を選択すること。その際、必要に応じて省エネ型製品普及推進優良店の活用についても考慮すること。

国際エネルギースターマークの表示がある機種等の導入に努めること。

パソコン等のOA機器を購入する際には、待機時消費電力が削減された製品に付される国際エネルギースターマークの表示がある機種又はこれと同等以上の効率を有する機種の導入に努めること。

(利用段階)

エネルギー消費機器の利用の際には、省エネルギーに努めること。

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の利用に当たっては、必要性に応じた容量の選択等、機器の特性に応じた合理的な使用に心掛けるとともに、不要不急時はこまめに電源を切ること等、省エネルギーに努めること。

イ 住宅、ビル等について

(住宅、ビル等の新築、増改築)

エネルギー効率の良い設備を設置すること。

ビル等の新築、増改築に当たっては、省エネ法に基づく建築物の省エネルギー基準を踏まえ、外壁・窓等を通じての熱の損失の防止及び設備におけるエネルギーの効率的利用を図るため、的確な設計及び施工を行うとともに、既設の設備の更新及び改善、付加設備の導入等に努める等、使用状況に応じた効率の良い設備を設置すること。

エネルギーの効率的利用に努めること。

住宅の新築、増改築に当たっては、住宅の省エネルギー基準を踏まえ、断熱材の利用、設計上の工夫等による年間暖冷房負荷の低減等によりエネルギーの効率的利用に努めること。

(住宅、ビル等におけるエネルギー管理等)

暖房中の室温が20 程度を目途に過度にならないよう適切に調整する等、エネルギー消費について適正な管理を行うこと。

住宅、ビル等においては、暖房中の室温が20 程度を目途に過度にならないよう適切に調整、業務に支障のない範囲で昼休み等における消灯、エレベーターの運転台数削減に努める等、エネルギー消費について適正な管理を行うこと。また、ビル等のエネルギー管理推進のため、事務所、店舗等とビル等の管理者、所有者との連絡を密にするための組織を整備するなど、エネルギーの管理について組織面での充実を図ること。また、屋外照明施設の深夜の消灯や減灯などの適切な点灯管理を行うこと。

ビル等におけるエネルギー管理の徹底を図ること。

省エネ法に基づく第一種エネルギー管理指定事業者（オフィス、大規模商業施設、ホテル、学校等）においては、エネルギー管理員の選任、エネルギーの使用の合理化に関する中長期的な計画及び定期報告書の提出を確実に行うこと。また、第二種エネルギー管理指定事業者においては、省エネ法に基づくエネルギーの使用の合理化を徹底するための措置（エネルギー管理員の選任、エネルギー管理員講習受講、定期報告書の提出）を確実に遂行し、エネルギー管理の徹底を図ること。

その際、省エネ法に基づく工場及び事業場の判断基準の遵守に努めること。

E S C O（Energy Service Company）の活用を含め省エネルギー診断の実施を検討すること。

自らの事業場について、更なる省エネルギーの可能性を客観的に把握するため、エネルギー消費設備が効率よく運用されているかどうか等について、包括的な省エネルギーサービスを提供するE S C Oの活用を含め省エネルギーに関する診断の実施を検討すること。

省エネルギー研修の機会の提供に努めること。

従業員に対し省エネルギーに関する知識や技能を身につけるための研修等の機会の提供に努めること。

I Tを活用したエネルギー需要マネジメントシステムの導入に努めること。

I Tを活用して、エネルギーの使用をとまなう機器について、最適に制御するための需要マネジメントシステムの導入に努めること。

省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。

事務の見直し等により残業を削減する等、省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。

(3) 運輸関係

(製造・輸入段階)

自ら製造・輸入する機器のエネルギー消費効率の向上に努めること。

自動車等のエネルギー消費機器の製造・輸入事業者においては、エネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にするというトップランナー方式の考え方や機器の省エネルギー基準等を踏まえ、自ら製造・輸入する機器のエネルギー消費効率の向上に努めること。

(購入段階)

エネルギー消費効率のよいものを選択すること。

自動車の購入に当たっては、省エネルギー基準を踏まえ、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考としつつ、ハイブリッド車やアイドリングストップ車等の燃料消費効率の優れた自動車を選択する等エネルギー消費効率のよいものを選択すること。

(利用段階)

物流の効率化を図ること。

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

公共交通機関の利用等の促進に取り組むこと。

通勤及び冬季休暇におけるレジャー等の人の移動に際しては、できる限り鉄道、バスなどの公共交通機関の利用を図り、近距離移動に際しては、徒歩や自転車での移動を図ること。道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

輸送機関における暖房温度の適正化に努めること。

鉄道、バス、トラック、自家用及び業務用自動車、航空機、船舶等の室内における

暖房温度については、20 程度を目途に過度にならないよう適切な調整に努める等、

エネルギー消費について適正な管理を行うこと。

駐停車時のアイドリングストップの実施等に加えて、自動車の利用をできる限り控えること。

自動車を利用する場合には、経済運転や自動車整備の励行、駐停車時のアイドリングストップの実施、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用(例えば3メガワット対応型 VICS 対応車載機の活用等)等とともに、自動車の利用をできる限り控えることにより、省エネルギーに努めること。

(4) その他

家庭・オフィスにおいて、エネルギー使用量の把握を通じて、さらなる省エネルギー活動の可能性について検討を行い、これを実践するよう努めること。

省エネルギーに資する、廃棄物の発生抑制、使用済製品の再使用、回収されたものを原材料としたリサイクルに努めること。

その他、エネルギーの使用の効率化を図ること。

家庭やオフィスにおけるエネルギーの使い方に関する省エネルギー努力を要請する場合にあっては、各府省庁において別紙 1 に掲げるような具体的かつわかりやすい提案に努める。

また、別紙 2 の「冬季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動」を中心として、幅広く普及活動に努める。

3 . 政府は、 2 . に掲げた各事項について国民への周知徹底を図るため、政府関係機関、関係団体、関係業界、地方公共団体、NPO等に対して、これらの機関・団体が産業界や家庭などに省エネルギーの呼びかけを行うよう協力を要請する。

政府関係機関、関係団体、関係業界に対しては、組織内はじめ関係者に対し省エネルギーの呼び掛けを強力に行うよう協力を要請する。

地方公共団体に対しては、地域住民に対し省エネルギーの呼び掛けを強力に行うよう協力を要請する。

NPO等に対しては、地域社会に対し効果的な普及広報を行うよう協力を要請する。

報道機関、消費者団体、省エネルギー関係団体等に対しても、同様の広報を行うよう協力を求める。

これら機関・団体に対して、学校、企業等の場においても、地球温暖化等の地球環境問題をも踏まえ省エネルギーの重要性についての理解を深める教育や取組を行うよう協力を求める。

また、政府は、これらの機関・団体の協力により行われる省エネルギー活動について広く情報提供等を行っていく。

4 . 政府は、上記 1 . から 3 . の対策について、その効果を把握し、その後の対策に活かすため、アンケート調査等により実施状況のチェック・アンド・レビューを行う。